



Title	「府民健康プラザ構想－大阪府保健所機能強化・再編計画－」の概要
Author(s)	大阪府環境保健部健康増進課
Citation	大阪公衆衛生. 1997, 70, p. 29-35
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83585
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「府民健康プラザ構想－大阪府保健所機能強化・再編計画－」の概要

大阪府環境保健部健康増進課

I. はじめに

平成9年4月1日の地域保健法、並びに母子保健法等の全面施行により、市町村は、老人保健サービスに加えて、住民に身近で頻度の高い母子保健サービスを行うことになり、保健所においては、市町村を支援するとともに、専門的、広域的サービスを提供していくことになりました。

大阪府では、平成9年2月府議会において、保健所条例を改正し、平成12年4月には、所管区域の再編を行い、その名称を「府民健康プラザ」とすることとしております。

そして、本年8月には、「府民健康プラザ構想－大阪府保健所機能強化・再編計画－」として、これからの保健所が地域保健の専門的、広域的拠点施設として、十分な役割を果たせるよう、その機能強化や所管区域の再編についての方向をとりまとめました。

今後は、本構想に基づき、市町村との適切な役割分担のもと、連携を強化しながら、府域の保健サービスを全体として充実していきます。

II. 「府民健康プラザ構想」の基本理念

地域保健法は、21世紀に向けた地域保健のあるべき姿とサービス提供体制の基本的枠組みを示すものです。その基本的な考え方は「生活者主体のサービス」、「住民の多様なニー

ズに対応したきめ細かなサービス」、「地域の個性を生かした保健と福祉のまちづくり」であり、住民に最も身近な自治体である市町村の役割を重視し、地域の実情に応じた主体的な取り組みが期待されています。

今後、市町村は、福祉サービスや老人保健サービスに加え、住民に身近な母子保健サービスを提供することにより、生涯を通じた健康づくりをはじめ、住民に身近な保健福祉サービスをきめ細かく提供します。

一方、保健所は、地域保健の専門的・広域的拠点として、「大阪府健康ビジョン」に示された理念の具体化のため、からだところの健康づくりや痴呆性疾患対策、難病対策、結核・エイズ等感染症対策などの強化や医薬品、食品、水等の衛生水準の向上に努めます。

また、地域保健活動から得られた情報の整理分析や疫学調査等により、地域の健康課題を明確にし、それらの解決方を検討するとともに、市町村をはじめ、地域の保健、医療、福祉等の関係機関のネットワークの中心として、専門的、広域的な企画調整を行い、地域の特性や実情に即したサービス提供体制の充実を図ります。

さらに、市町村がその事業を効果的に実施できるよう、情報提供や人材育成などの支援を強化し、市町村との適切な役割分担の連携のもとに、府域の保健サービスを全体として充実させることを目指します。

Ⅲ. 新しい保健所の体制 ～府民健康プラザ～

1. 再編の基本的考え方

地域保健法や母子保健法等が全面施行された平成9年4月以降、住民に身近で頻度の高い保健サービスは市町村が実施主体となり、既に実施している老人保健サービスや福祉サービスと一体となって生涯を通じた健康づくりに取り組みます。

一方、保健所は、地域保健の専門的、広域的拠点として、精神保健福祉対策や難病対策、感染症対策、食中毒対策などの充実を図るとともに、地域における保健、医療、福祉等の関係機関の総合調整機能や情報提供機能を充実し、さらに市町村の保健事業や人材育成等に対する支援を行います。

このように、保健所と市町村とが適切な役割分担を行い、緊密に連携を図ることにより、府域の保健サービスを全体として充実、強化していることとしております。

そのため、地域保健法においても、広域的視野に立って、医療供給体制の基本となる二次医療圏や、老人保健福祉サービスの供給体制の基本となる老人保健福祉圏を参酌して、保健所の所管区域を設定することとされました。

あわせて、国の基本指針において、専門的、広域的保健サービスの提供体制の確保を図る観点から、保健所の所管区域は、全国の平均的な二次医療圏の人口（約35万人）を基準として設定する必要があるとの考え方が示されています。

また、平成7年7月の府衛生対策審議会からの答申においては、従来の本府における1市1保健所に近い体制での保健サービスの提供や、市町村における保健サービスの提供体制の整備状況、保健サービスの特性などを総合的に勘案し、おおむね人口30万人という新たな所管区域の基準が示されています。

これらの考え方にに基づき、本府の保健所の所管区域を設定するものです。

2. 名称

新しい保健所は、市町村との適切な役割分担と緊密な連携のもと、大阪府健康ビジョンに基づき、『健康都市・大阪』づくりを推進する専門的、広域的拠点として、その機能の強化を図っていきます。

新しい保健所の役割を的確に反映するとともに、府民にわかりやすく親しみやすい施設となるよう、本府においては、保健所と支所をあわせて共通の名称で呼ぶこととし、「府民健康プラザ」とします。

3. 府民健康プラザ（保健所）の所管区域

地域保健法や大阪府衛生対策審議会の答申を踏まえ、本府の基本保健医療圏、老人保健福祉圏ごとに、概ね人口30万人を基準として、地域の人口分布や交通機関の状況、利用者の利便性等を総合的に勘案し、現行の22保健所7支所を、15の地域保健法上の保健所を含む29の府民健康プラザに再編します。（別表）

4. 組織体制

府民健康プラザの組織体制については、機能強化の方向を踏まえ引き続き検討を行います。

最小の経費で最大の効果をあげるため、事務管理部門の集約化、効率化や専門的業務の提供体制の整備などにより、簡素で効率的な事務処理体制を確立します。

なお、許認可の受付や各種相談、地区衛生組織の育成など、地域に密着した衛生関係業務については、地域担当制の導入などにより、再編前のサービスが維持できるよう対応します。

感染症対策の緊急性を勘案し、感染症担当は既に配置しており、日常の情報収集、提供、訓練を行うとともに、大規模な集団発生時は

もとより、規模に応じ感染症対策チームを編成し、広域的な感染防止対策、原因究明等の活動を行います。

IV. 府民健康プラザにおける機能強化

1. 基本方向

府民健康プラザにおいては、次の3つの柱に基づき、機能の強化を図ります。

(1) 先導的、専門的、広域的機能の強化

大阪の健康指標の改善を目指し、府立成人病センターや今後整備される健康科学センター（仮称）などと連携しながら、市町村とも協力し、先駆的・実践的な健康づくり事業に取り組みます。

また、府立の5病院やこころの健康総合センター、府立公衆衛生研究所等の専門機関との連携を強化し、市町村で取り組むことが困難な精神障害、難病、エイズ、感染症などに関する、専門性の高い保健サービスを提供します。

さらに、食中毒対策や感染症対策などの広域的、緊急的な課題に迅速かつ機動的に対応します。

(2) 保健、医療、福祉の連携機能の強化

高齢化の進展や疾病構造の変化等により、障害や慢性疾患を有しながら在宅生活を送る人々が増加してきており、保健、医療、福祉に関するニーズは多様で複合的なものとなっています。

これらの人々のニーズに的確に応え、「生活全体の質の向上」を図り、安心して在宅生活を継続することができるようにするためには、相談から保健指導、リハビリテーション、看護、介護など必要なサービスを適切に提供することができるよう、体系的な地域ケアシステムを整備することが必要です。

府民健康プラザは、医師をはじめとする多くの専門職を有することから、これを生

かし、市町村単位の地域ケアシステムを支援するとともに、広域的かつ専門的な地域ケアシステムを構築する中心的な役割を果たします。

(3) 生活の安全性を確保する機能の強化

○157・結核等感染症、食中毒、医薬品等の副作用、住居環境や家庭用品等による健康被害など、生活の様々な場面で府民のいのちや安全を脅かす事態が発生しており、それらに対する取り組みを強化することが求められています。

府民健康プラザは、食中毒や新たな感染症など緊急事態に迅速かつ機動的に対応するとともに、医薬品等の安全性の確保や住みよい住環境づくりなどにも積極的に取り組み、衛生水準が確保された健康的な都市づくりを目指します。

2. 重点事業

基本方向に基づき次の5つの重点事業を、計画的かつ効率的に推進することとし、平成9年4月以降、緊急性の高いものから順次実施していきます。

(1) 健康づくりプラザ機能

～府民のからだこころの健康づくりの推進～

府民健康プラザに配置されている医師をはじめ数多くの専門職を活用し、府立の5病院や府立公衆衛生研究所、こころの健康総合センター、今後整備される健康科学センター（仮称）等の専門機関及び地域の医療機関と十分連携を図りながら、一体となって先駆的・実践的な健康づくりに取り組みます。

(からだの健康づくり)

○ 府立成人病センターや健康科学センター（仮称）と連携しながら、平成9年2月に策定した「成人病克服おおかさ10か年プラン」に基づき、成人病の予防や府民の主体的な健康づくりを進めます。

○ 小規模事業所従業者や家庭の主婦など

定期的な健康診査の機会の少ない府民を中心に、小規模事業所を対象とした健診メニューの充実を図るなど、健康診査の促進やその機会の周知徹底に努めます。

(こころの健康づくり)

- 府民のこころの健康づくりの拠点として、思春期や高齢者のこころの健康、性の問題、アルコール依存症など、こころの健康に関する総合相談を実施します。
- こころの健康総合センターと連携したストレス対策を行います。

(2) ヘルスケアステーション機能

～専門的ケアを必要とする府民への支援～

住民に身近で頻度の高い保健サービスは、市町村が一元的に提供することとなり、府民健康プラザは、市町村では対応が困難な専門的なケアを必要とする乳幼児や在宅難病患者に対して、府立の5病院をはじめ高度専門機関と連携した専門スタッフにより、高度で、専門的な保健サービスを提供します。

また、市町村や関係団体とも協力して、保健、医療、福祉の一体化による地域ケアシステムづくりに取り組みます。

- 府立母子保健総合医療センターや福祉関係機関と連携し、未熟児及び身体障害児、難病児やその家族に対して、継続した訪問患者家族交流会の開催等により、看護や療養等についてのきめ細かいケアを提供します。
- アトピー性皮膚炎等のアレルギー性疾患は、予防、治療法が未解明であり、不安感も高いことから、基幹病院である府立羽曳野病院等と連携し、患者や家族の相談に応じます。
- 精神障害者の自立と社会参加を一層促進する取り組みを進めます。
- 痴呆性高齢者総合窓口を設置し、痴呆性高齢者とその家族を支援するための保健、医療、福祉等に関する総合相談業務

を実施します。

- 府立病院や大阪難病医療センター、福祉施設等とネットワークを構築し、難病患者や障害者、エイズ患者・H I V感染者等からの医療や看護、並びに介護等福祉に関する相談に応じるとともに、訪問などによるきめ細かいケアの提供を行います。

(3) 暮らしの安全センター機能

～安心して暮らせる環境づくり～

食品流通の広域化などに伴う大規模かつ広域的な食中毒、感染症の発生、住居環境の変化や家庭用品等による健康被害の発生など、日常生活のさまざまな場面で衛生水準が確保された健康的な都市づくりが求められています。

そのため、府民健康プラザにおける監視、指導や試験検査機能のより一層の充実を図ります。

また、大規模食中毒や感染症発生時等には、迅速かつ効果的な感染防止対策に努めるとともに、市町村への支援等を行います。

さらに、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害発生時においては保健衛生の拠点施設として、保健・衛生指導、防疫活動等を行えるよう体制を整備します。

- ○157・結核感染症、食中毒への対策を強化するため、専門職による感染症担当を配置し、研修などを行いスタッフの充実を図ります。
- 感染症等の大規模な集団発生時等に医療機関とも協力し、迅速かつ機動的な対応を行うとともに、規模に応じた感染症対策チームを編成します。
- 医薬品、食品、飲料水や遊泳場、公衆浴場、浄化槽等の生活衛生関係施設に対して適切な監視指導を行うとともに、水質等の検査内容を高度化し、日常生活における高度な安全性の確保に努めます。
- 適切な医療を府民に提供するため、病

院や診療所に対する効果的な監視指導の徹底を図ります。

- 国等との情報システムも整備し、感染症、食中毒等の情報収集、提供機能を強化します。

(4) 企画調整、情報、疫学調査機能

府民健康プラザにおいては、地域保健活動から得られた情報を整理、分析し、また、疫学調査を駆使することにより、地域の健康課題を明確にし、それらの解決方策を検討します。

また、市町村をはじめ、地域の保健、医療、福祉等の関係機関のネットワークの中心として、専門的、広域的な企画調整を行い、地域の特性や実情に即した保健医療サービス体制の充実を図ります。

- 地域の保健、医療、福祉等の関係機関が協力し、地域の特性や実情に即した保健医療サービスを計画的、総合的に展開していくため、地域保健医療計画の策定、進行管理の中心的な役割を担っていきます。

- 健康科学センター（仮称）や府立の5病院、こころの健康総合センター、府立公衆衛生研究所、厚生省、市町村をはじめとする関係機関と情報ネットワークを構築します。

- 保健、医療、福祉等に関する情報を幅広く収集、分析し、地域保健に関する疫学調査、研究及び計画策定の推進に活用します。

- 健康科学センター（仮称）とも情報ネットワーク化を図り、府民の健康づくり活動を支援します。

(5) 市町村支援機能

府民健康プラザは、市町村の促進事業が、地域の実情に即し効果的に実施できるよう、情報提供、人材育成などの支援機能を強化します。

- 市町村保健事業の一層の充実強化を図

るため、市町村における母子保健計画、老人保健福祉計画等について、専門的、広域的立場から、情報の提供や評価分析を行い、その策定、推進を支援します。

- 市町村事業が効果的かつ円滑に実施できるよう、市町村の求めに応じて市町村保健事業を担うマンパワーの育成に向けた職員研修や技術支援などを行います。

3. 保健サービスを担う専門職の確保、育成

(1) 高度な専門性の確保

府民健康プラザの機能を強化する上で、精神障害や難病、エイズ、感染症などの分野における高度な専門性を有する医師、保健婦等の専門職を確保、育成することは重要な課題です。

そのため、専門職の確保を計画的に行うとともに、府立の5病院をはじめ高度専門医療機関等との連携により研修を実施するなど、研修の充実を図るとともに、専門分担制の導入について検討します。

(2) 専門職の企画力、行政能力の向上

府民健康プラザにおける企画調整能力、市町村支援機能等の強化を図るうえで、専門職の企画力や行政能力の向上が求められています。そのため、本庁における各種施策に係る企画調整・推進業務、地域保健医療計画などの計画策定業務等への参画及び市町村への派遣等、計画的な人事交流の推進を図ります。

V. 推 進 方 策

1. 再編の実施時期

再編の実施時期については、市町村への母子保健事業等の移管と同時期とせず、諸条件の整備を図る必要があるため、平成12年4月に実施します。

2. 施設・設備の整備

『健康都市・大阪』づくりを積極的に支援する地域保健の専門的・広域的拠点施設として、必要な施設・整備の整備を図ります。

- 新たな所管区域の設定及び機能強化に対応するため、老朽・狭溢化の状況を踏まえ、建替え整備が行えるよう検討を進めます。
- 既存の建物について、新たな機能に適した設備の整備や必要な事務所スペースの確保のための改装を行います。

3. 再編後の支所のあり方

再編後の支所のあり方については、当該地域における保健サービスの提供実態等を見極めつつ、地元市町村や関係団体等の意見も聞きながら、引き続き検討を行います。

4. 保健所政令市への移行促進

地域保健法に基づく保健所政令市の要件である人口30万人以上を満たす市は、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市の4市です。

国の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市が保健サービスを一元的に実施することが望ましいことから、人口30万人以上の市は、政令市への移行を検討することとされています。

また、大阪府衛生対策審議会からも、保健所政令市化の移行を促進することが必要であるとの答申を得ております。これらを踏まえ、当該各市との間に協議の場を設け、保健所政令市への移行を積極的に進めます。

5. 母子保健事業等の移管にかかる市町村支援

母子保健法等の改正により、平成9年4月から、3歳児健診などの住民に身近な母子保健事業等は市町村が実施することとなり、これらの事業が市町村において円滑に実施されるよう地域の実情も踏まえ、市町村を支援します。

(1) 支援実施におけるマンパワーの支援

- 市町村の要請を受け府保健婦のリーダーまたはスタッフを派遣します。
- 府と市町村の保健婦の資質をより一層向上させる観点から、保健婦の人事交流を行います。
- 健診事業等、一時に多くの人材を必要とする事業の円滑な実施を図るため、一定の期間、府保健婦による事業協力を行います。

(2) 市町村保健婦確保の支援

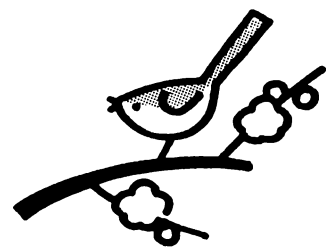
市町村における保健婦確保を促進するため、事業を実施するために必要な市町村保健婦の人件費について、一定の期間、財政的支援を行います。

(3) 事業実施に際しての技術支援

市町村の求めに応じ、母子保健事業、栄養改善事業、歯科保健事業等の事業が円滑に実施できるよう、技術支援を行います。

(4) 市町村保健センターの整備支援等

市町村保健センターの整備を促進するため、改築等に対する施設整備助成を行います。また、市町村が確保に努めても事業実施場所が確保できない場合、事業実施場所として、一定の期間、保健所の一部を提供します。



(別表)

大阪府府民健康プラザの設置

○地域保健法第5条に規定する保健所としての府民健康プラザ

府民健康プラザ	所管区域	管内人口
池田府民健康プラザ	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	272,327
豊中府民健康プラザ	豊中市	398,912
吹田府民健康プラザ	吹田市	342,794
茨木府民健康プラザ	茨木市、摂津市	345,566
高槻府民健康プラザ	高槻市、島本町	392,599
枚方府民健康プラザ	枚方市	400,130
寝屋川府民健康プラザ	寝屋川市	258,440
守口府民健康プラザ	守口市、門真市	297,797
四条畷府民健康プラザ	大東市、四條畷市、交野市	255,002
八尾府民健康プラザ	八尾市、柏原市	356,960
藤井寺府民健康プラザ	松原市、羽曳野市、藤井寺市	319,170
富田林府民健康プラザ	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、 太子町、河南町、美原町、千早赤阪村	370,054
和泉府民健康プラザ	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	307,528
岸和田市府民健康プラザ	岸和田市、貝塚市	279,473
泉佐野府民健康プラザ	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、 田尻町、岬町	277,850

○その他の府民健康プラザ

府民健康プラザ	所管区域	管内人口
能勢府民健康プラザ	能勢町	(13,878)
箕面府民健康プラザ	箕面市	(127,540)
千里府民健康プラザ	吹田市のうち千里地区	(148,279)
摂津府民健康プラザ	摂津市	(87,329)
門真府民健康プラザ	門真市	(140,507)
大東府民健康プラザ	大東市	(128,840)
柏原府民健康プラザ	柏原市	(80,302)
松原府民健康プラザ	松原市	(134,457)
河内長野府民健康プラザ	河内長野市	(95,038)
狭山府民健康プラザ	大阪狭山市、美原町	(117,082)
泉大津府民健康プラザ	泉大津市、忠岡町	(85,937)
高石府民健康プラザ	高石市	(64,290)
貝塚府民健康プラザ	貝塚市	(84,653)
尾崎府民健康プラザ	泉南市、阪南市、岬町	(138,120)

注：(管内人口)は、上表の管内人口の内数〔平成7年10月1日現在 国勢調査〕